

(平成22年3月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 3 月から 26 年 2 月まで
② 昭和 26 年 3 月から 28 年 2 月 1 日まで

中学校卒業後にA社に入社し約1年間勤務し、その後転職して、B社に入社した。

B社から退職時に受け取った退職金計算書の「入社月日」が昭和26年3月と記載されているので、A社には25年3月に入社したと思う。

しかしながら、厚生年金保険の加入記録は、A社では昭和26年3月からの加入となっており、B社では28年2月からの加入となっており納得できないので、申立期間①について、A社での加入記録を訂正し、また、申立期間②について、B社での厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、中学校卒業後にA社に入社し、約1年間勤務した旨主張しているが、申立人の生年月日は昭和11年*月*日であること、及びB社の元事務担当者の証言を踏まえると、申立人の中学校の卒業時期は26年3月と考えられるほか、A社の同僚にも、申立人が当該期間において勤務していたことについて記憶している者がいないことから、申立人の当該期間における勤務実態を推認することができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和26年3月15日、喪失日は27年2月7日となっている。

申立期間②について、申立人は、昭和26年3月にB社に入社した旨主張しており、申立人提出の退職金計算書によれば、申立人の「入社月日」は同年

3月とされているが、当該計算書を作成した元事務担当者は、「申立人の入社当時の資料は紛失していたため、申立人の正確な入社月日がわからなかった。申立人の中学校卒業が昭和26年3月であり、A社で1年くらい勤務していたことも知っていたが、長く働いてくれた方でもあるので、ご本人にもっとも有利になるように、同年3月を入社月日として計算の基礎とした。」と証言している。

また、連絡の取れた元従業員は、「申立人の入社時期は、私の1年後くらいで、申立人とは半年間くらい一緒に勤務した。」と証言しており、当該元従業員はB社に1年半程度勤務していたと考えられるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該元従業員の厚生年金保険の加入期間は1年以下であり、また、当該元従業員の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人の資格取得日（昭和28年2月1日）の前日となっている。このため、申立人は、昭和28年2月1日の半年程度前から同社に勤務していたものと考えられるが、当時、B社では、従業員について、勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと推認される。

さらに、連絡の取れた元従業員からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られていない。

このほか、A社は昭和63年8月26日に、B社は平成13年2月20日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社の元事業主も、当時の資料は無いとしており、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和24年7月3日から27年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に入社してからの1か月間、及び昭和24年7月3日以降の加入記録が無いとの回答を得た。

A社には、定時制に入学した昭和24年4月から、B社に就職する27年11月まで勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同時期にA社に入社した同僚の証言から、申立人は昭和24年4月から同社に勤務していたことが推認できるものの、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、入社時期に係る回答のあった同僚二人についても、入社から1か月程度後に厚生年金保険に加入した記録となっており、また、同僚の証言から、申立人と同時期に定時制高校に入学し通学しながら、申立人と同じ勤務条件で勤務していたと考えられる同僚の資格取得日は申立人と同日（昭和24年5月1日）となっていることを考え合わせると、当時、同社では、従業員について入社から1か月程度後に厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認できる。

申立期間②について、申立人と同時期に入社したと回答している同僚は、「入社当初は、私が社屋の外の仕事で、申立人は社屋の中での仕事だったが、私が1年ほど後に社屋の中の仕事が変わったときに申立人がいた記憶は無い。」と証言しており、当該同僚提出の、A社で昭和24年5月及び26年5月に開催したとする花見の写真をみると、昭和24年の写真には申立人が写っ

ているものの 26 年の写真に写っておらず、当該同僚は、「昭和 25 年の写真は見当たらないが、この年の写真にも申立人が写っていた記憶は無い。」と証言している。また、26 年 2 月から厚生年金保険の加入記録のある元従業員も、「給与を従業員に手渡す仕事もしていたが、申立人の記憶は無い。給与台帳にも名前は無かった。」と証言している。

また、申立人が B 社に提出した自筆の履歴書（昭和 30 年 10 月 19 日付け）にも、申立人の A 社での勤務をうかがわせる記載は見当たらず、申立人の実際の退職時期を確認できる証言や人事記録等の資料は得られなかった。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年10月1日まで

昭和30年からA社B事業所で坑内労働者として勤務しており、37年から事務職に変更となったものの、申立期間は坑内現場の技術指導に従事しており、62年2月17日付けの年金加入期間確認通知書では申立期間は厚生年金保険第3種被保険者期間と記載されているのに、現在の記録では厚生年金保険第1種被保険者期間となっていることに納得できない。

また、標準報酬月額についても、申立期間の前後は3万6,000円であるのに、申立期間だけが3万3,000円となっているのは不自然である。

申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者であったこと、及び標準報酬月額が3万6,000円であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持しているC社会保険事務所長からの厚生年金保険被保険者期間についての回答（昭和61年12月25日付け）では、申立人は厚生年金保険第1種被保険者期間とされており、「年金加入期間確認通知書（厚年用）」（昭和62年2月17日付け）では同第3種被保険者期間とされ、その後、「年金加入期間確認通知書（厚年用）」（平成3年12月20日付け）では、再度、同第1種被保険者期間とされていることが確認できる。このことについて、日本年金機構Dブロック本部E事務センターでは、「記録訂正の経緯については不明であるが、申立人の記録は、現在のオンライン記録、健康保険厚生年金保険被保険者原票に収納されている記録が正しい種別である。」と回答しており、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において厚生年金保険第1種被保険者であることを示

す「①」の表示が確認できる。

また、申立人は、昭和 37 年から事務職に変更となったものの、申立期間は坑内現場の技術指導に従事していたので厚生年金保険第 3 種被保険者期間であった旨主張しているが、申立人が申立期間において同第 3 種被保険者として取り扱われていたことを確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

さらに、「第 3 種被保険者についての疑義解釈について」（昭和 29 年 12 月 6 日保文発第 13877 号）では、厚生年金保険第 3 種被保険者とされる要件について、「その者が常時坑内作業に従事するものであれば、坑内係長、坑内主任等であるかどうかに関係なく、第 3 種被保険者として扱われたい。」とされているが、申立人は、申立期間当時の勤務状況について、「1 日に坑内業務に従事していた時間は 3 時間から 5 時間程度であった。」と述べていることから、申立人が常時坑内業務に従事していたとは考え難い。

一方、申立人は、標準報酬月額について、申立期間の前後は 3 万 6,000 円（当時の最高等級）であるのに、申立期間だけが 3 万 3,000 円となっているのは不自然である旨主張しているが、申立期間の標準報酬月額の定時決定に係る報酬額（昭和 38 年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月）は申立人が事務職に変更となった期間（厚生年金保険第 1 種被保険者期間）であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人と同時期に入社したと考えられる同年代の厚生年金保険第 3 種被保険者の標準報酬月額は 3 万 6,000 円であるものの、申立期間同時に厚生年金保険第 1 種被保険者であることが確認できる男性の元従業員 4 人は、いずれも申立人よりも前から、A 社の事業所において厚生年金保険の加入記録が存在しているが、このうち 2 人の申立期間の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額（3 万 3,000 円）以下となっている。また、申立人は、当時の厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる賃金台帳等の資料は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険第 3 種被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月から 6 年 9 月まで

私は、A社に事務員として勤務しており、厚生年金保険に係る届出等の手続を行っているが、私の平成 5 年 10 月から 6 年 9 月までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に、誤って通勤手当を含めない金額を記載し、前後の期間と比較すると標準報酬月額が下がってしまったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間のうち、平成 5 年 10 月及び同年 11 月の期間については、申立事業所提出の「給料台帳」によれば、当該期間の控除前の給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、控除されている厚生年金保険の保険料額に見合う標準報酬月額（13 万 4,000 円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間のうち、平成 5 年 12 月から 6 年 9 月までの期間については、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 13 万 4,000 円であり、申立人は、自らが社会保険関係の届出書類を作成しており、

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に誤った標準報酬月額を記載した旨を述べているところ、申立事業所提出の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によれば、申立人の平成5年10月の標準報酬月額が13万4,000円と決定されたことが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。